第２３期第４回農業委員会総会

◇日　時　　平成２９年１０月１３日（金）午後２時００分

◇場　所　　昭島市役所３０１会議室

◇出席委員　　1番　鈴木勇作　2番　谷部英治　3番　杉崎源三郎　4番　野島喜博
5番　小町江津子　6番　宮﨑邦康　7番　細井洋治　8番　鈴木　実
9番　川島弘治　10番　木野秀俊　11番　篠　吉和　12番　木野篤志
13番　紅林隆男

◇欠席委員

◇議事録署名委員　　8番　鈴木　実　9番　川島弘治

◇事務局　　青木事務局長　増田農政係長　書記　飯島

◇会議に付した事項
議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第２号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第１号　農地法第４条の規定による届出について（専決）
報告第２号　農地法第５条の規定による届出について（専決）

議　長　昨日と比べますと13度ほどの温度差が御座います。また、午後からは雨が降って来る予報となっています。体調には十分注意して頂きたいと思います。
それでは只今から、第４回農業委員会総会を開催致します。
それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は8番　鈴木委員　9番　川島委員　を指名します。

議　長　これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について　（５件）
議案第２号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について　（１件）
報告第１号　農地法第４条の規定による届出について　（２件）
報告第２号　農地法第５条の規定による届出について　（１件）

議　長　それでは、議案第１号　番号１　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長　はい、事務局。議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年10月13日　提出者昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号１　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿田　現況畑　面積219.7㎡　申請人は、■■■■　■■■■　引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年2月1日から平成29年９月29日までとなっております。備考につきましては、平成20年９月16日付相続税納税猶予適格者証明を発行

	しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。
議　長	続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の11番　篠委員説明願います。
11番委員	はい、説明致します。 番号１　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を南へ約400ｍ進み■■■■■交差点を左へ約120ｍ進み左折し約150ｍ進み三叉路を左折し約30ｍ進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、整った状態に耕耘されています。春先にブルーベリーを植栽予定です。農地内の角に電柱が１本あります。申請人　同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、来年の春からブルーベリーを植栽予定です。出荷状況は、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。
議　長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議　長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議　長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議　長	次に、議案第１号　番号２　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。
事務局長	はい、事務局。議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年10月13日　提出者昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号2-1　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積482.9㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積444㎡　番号2-2　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿田　現況畑　面積353㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況畑　面積598㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況畑　面積181㎡　面積合計2,058.9㎡　申請人は、■■■■　■■■■　引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年11月17日から平成29年９月29日までとなっております。備考につきましては、平成26年11月17日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。
議　長	続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の４番　野島委員説明願います。
4番委員	はい、説明致します。 番号2-1　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者

は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より■■■■■方面へ約70ｍ進み左折した右側の農地です。農地の状況ですが、生姜、トウモロコシ、ピーマン、落花生、茄子、ネギ、里芋、トマト、白菜、花、柿、梅、ミカン等が作付けされています。敷地内に農業用物置が有ります。年間の作付け状況は、春と夏は、茄子、キュウリ、ネギ、里芋等。秋と冬は、白菜、大根等です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号2-2　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内につきましては、■■■■■より■■■■■を西へ約500ｍ進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、若木を育成しています。リンゴ、ミカン、ザクロ、ブルーベリー、イチジクが植栽されています。年間の作付け状況は、一年を通して若木を育成しています。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。

議　長　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同　ありません。

議　長　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同　異議なし。

議　長　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議　長　次に、議案第１号　番号３　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長　はい、事務局。議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年10月13日　提出者昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号3-1　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積829.99㎡　番号3-2　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積720㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積326㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積427㎡　番号3-3　所在　■■■■■■　地番■■■■■■　登記簿田　現況田　面積823㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況田　面積311㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況田　面積476㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況田　面積671㎡　面積合計4,583.99㎡　申請人は、■■■■■■■■　引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年８月18日から平成29年９月29日までとなっております。備考につきましては、平成26年８月18日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の13番　紅林委員説明願います。

13番委員　はい、説明致します。
番号3-1　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主

な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より約90ｍ東へ進み左折し約40ｍ進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、区画整理により区画割りされた耕地です。昨年工事完了により引き渡しが行われた。昨年は、畑地として野菜等栽培されていたが、今年は面積の3/4水田として水稲を作付けしていた。同地番には東京電力の電柱が３本施設されています。また、足場パイプ造の屋根付き休憩所、石敷きの車両乗り入れ通路が設置されています。申請人もしくは同居の親族が耕作しています。農地と認められない部分はありません。年間の作付け状況は、春は、水稲、イチゴ、玉葱。夏は、水稲。秋は、水稲、大根、里芋。冬は、休耕です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号3-2　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より東へ進み■■■■■交差点を左折し約80ｍ進み路地を左折し約40ｍ進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■の一部にパイプ組の農業機械置場、農業資材倉庫等が設置されています。全体的に余すところ無く耕作に使用しています。申請人もしくは同居の親族も耕作しています。農地と認められない部分はありません。年間の作付け状況は、春は、柿、ミョウガ。夏と秋は、トマト、茄子、里芋、サツマイモ、冬瓜、ネギ。冬は、休耕です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。　番号3-3　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より東へ約230ｍ進み■■■■■交差点の右側隣接した農地とそこから南へ約40ｍ進んだ農地です。農地の状況ですが、全地番水田として、水稲栽培が行われています。肥培管理が良好で土壌もきれいに耕作されています。年間の作付け状況は、春、夏と秋は、水稲。冬は、休耕です。主な出荷先は、■■■■■、■■■■■、■■■■■として販売です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。

議　長　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同　ありません。

議　長　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同　異議なし。

議　長　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議　長　次に、議案第１号　番号４　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、紅林委員の本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（紅林委員退室）事務局より提案説明願います。

事務局長　はい、事務局。議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年10月13日　提出者昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号4-1　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿田　現況田　面積419㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況田　面積948㎡　同じく地番■■■　登記簿田　現況田　面積932㎡　番号4-2　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積1,378㎡　番号4-3　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積793㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積400㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積786㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積95㎡　面積合計5,751㎡　申請人は、■■■■　■■■■　引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年11月１日から平成29年９月29日までとなっております。備考につきましては、平成５年９月24日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の２番　谷部委員説明願います。

2番委員　はい、説明致します。
番号4-1　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■の信号を約100ｍ東へ進み一つ目の信号を右折し約120ｍ南へ進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、南北に三枚に分かれた水田で、南一枚がうるち米、残りの二枚に餅米が栽培され、周囲の畦も良く草刈りがされています。稲刈りを待つ状態でした。年間の作付け状況は、一年を通して稲作です。主な出荷先は、■■■■■と■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号4-2　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■信号の一方通行路を南へ約150ｍ進み十字路の■■■■■を右折し約50ｍ進んだＴ字路を右折し50ｍ進んだ自宅北側の裏の農地です。農地の状況ですが、自宅北側に続く農地で四方を防鳥用のネットで囲み、新高と豊水を各半分づつ合わせて25本栽培され、その他にあんず４本とプラム５本が作付けされていました。整枝等手入れが行き届き、殆ど収穫された後の状態で良好に肥培管理がされています。申請人もしくは同居の親族も耕作しています。農地と認められない部分はありません。年間の作付け状況は、一年を通して梨等の生産です。主な出荷先は、■■■■■、■■■■■、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号4-3　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■の信号より約250ｍ進んだ一つ目の信号の手前を左折し約40ｍ進んだ先を左折して用水沿いに農道を約80ｍ進んだ突き当りの農地です。農地の状況ですが、北側に農業用物置と栗が2本植栽され、その南側の四方を防鳥用の網で囲んだ南北に長い農地で、新高、豊水、幸水、南水、秋月、王秋等が３列に100本とプルーンが５本植栽されています。梨の殆どが幼木で剪定誘導育成中であり下草等も刈られていて良好に肥培管理されていました。申請人もしくは同居の親族も耕作しています。農地と認められない部分はありません。年間の作付け状況は、一年を通して梨等の育成と管理です。主な出荷先は、■■■■■です。相続

税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。

議　長　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同　ありません。

議　長　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同　異議なし。

議　長　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第１号　番号４の審議が終了いたしましたので、紅林委員の入室を願います。暫時休憩をいたします。（紅林委員入室）

議　長　再開します。

議　長　それでは、議案第１号　番号５　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、木野篤志委員の本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（木野委員退室）事務局より提案説明願います。

事務局長　はい、事務局。議案第１号　引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年10月13日　提出者昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号５　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積532.5㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積538.96㎡　面積合計1,071.46㎡　申請人は、■■■■　■■■■　引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年８月30日から平成29年９月29日までとなっております。備考につきましては、平成11年10月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の２番　谷部委員説明願います。

2番委員　はい、説明致します。
番号５　申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。　調査年月日は、平成29年10月６日　立会い者は、申請人、会長、職代、Ｃ班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■■の信号を約200ｍ東へ進み一つ目の信号の10ｍ先の左斜めの道を約30ｍ進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、南から東西に柚子２列に10本、ミカン２列に８本栽培され果樹の下は緑肥としてみつめ草とクローバーが栽培され、北側のスペースには里芋が４作作付けされ、その東隣が堆肥置場になっています。南側の白菜定植予定地は良く耕耘されていて肥培管理が良好で土壌もきれいに耕作されています。年間の作付け状況は、春は、一年を通してゆず、ミカンを栽培している。秋と冬は、白菜、里芋です。主な出荷先は、若木のため、柚子とミカンの出荷はしていません。野菜は■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。

議　長　　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同　　ありません。

議　長　　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同　　異議なし。

議　長　　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第１号　番号５の審議が終了いたしましたので、木野篤志委員の入室を願います。暫時休憩をいたします。（木野委員入室）

議　長　　再開します。

議　長　　次に、議案第２号　番号１　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長　　はい、事務局。議案第２号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について　上記の議案を次のとおり提出する。　平成29年10月13日　提出者　昭島市農業委員会会長　鈴木勇作　番号１　所在　■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積320㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積211㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積62㎡　面積合計593㎡　申請者につきましては、■■■■　■■■■　買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■　■■■■　申出事由につきましては、平成29年１月16日　■■■■氏　死亡のため　以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。
10番　木野秀俊委員　説明願います。

10番委員　　はい。説明致します。申請者・土地の所在は、事務局の説明のとおりです。
平成29年10月６日に調査を行いました。土地の案内ですが、■■■■■交差点を■■■■■方面に南下し右側の市道を約100ｍ進んだ北側の農地です。農地の状況ですが、トラクターで良く耕耘されています。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。

議　長　　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等はありますか。

委員一同　　異議なし

議　長　　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同　　異議なし

議　長　　御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書を交付します。

議　長　　次に、報告第１号　番号１　農地法第４条の規定による届出について、事務局よ

り専決した内容の説明を願います。

事務局長　はい、事務局　報告第１号　農地法第４条の規定による届出について（専決）
番号１　所在　■■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況雑種地　面積384㎡
届出人は、■■■■　■■■■　■■■■　■■■■　転用目的は、駐車場。
以上、宜しくお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の11番　篠委員説明願います。

11番委員　はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年10月７日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■を線路に沿って約250ｍ■■■■■踏切を約300ｍ進み駅から10本目の電柱手前を右に入り約180ｍ進んだ右側の土地です。農地の状況は、10台の有料駐車場、砂利敷きで管理会社の看板があります。周囲の状況は、東は、畑。南側は、住宅。西側は、道路。北側は、駐車場です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。農地法第４条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議　長　次に、報告第１号　番号２　農地法第４条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長　はい、事務局　報告第１号　農地法第４条の規定による届出について（専決）
番号２　所在　■■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積333㎡　届出人は、■■■■　■■■■　転用目的は、自用住宅。
以上、宜しくお願い致します。

議　長　続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の４番　野島委員説明願います。

4番委員　はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年10月11日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より■■■■■方向へ約70ｍ進んだ左側の土地です。農地の状況は、当該地の東側にニンジン、オクラ、ネギ、里芋、ピーマン、生姜が作付けされ、西側は草地にスズランテープで位置だししてあります。周囲の状況は、東は、道路。南側は、畑。西側は、住宅。北側は、道路です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。農地法第４条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議　長　次に、報告第２号　番号１　農地法第５条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長　はい、事務局、報告第２号　農地法第５条の規定による届出について（専決）
番号１　所在　■■■■■■■　地番■■■　登記簿畑　現況宅地　面積213㎡
同じく地番■■■　登記簿畑　現況宅地　面積75㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況畑　面積55㎡　同じく地番■■■　登記簿畑　現況宅地　面積43㎡　面積合計386㎡　譲受人は、■■■■　■■■■　■■■■　譲渡人は、■■■■

■■■■　です。転用目的は、所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議　長　続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
12番　木野篤志委員説明願います。

12番委員　はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年10月９日　土地の案内と致しましては、■■■■■より■■■■■交差点に向かって約60ｍ進み入口を右折して10ｍ進んだ東側の土地です。農地の状況ですが、雑草が一面に生えています。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議　長　以上、説明が終わりました。農地法第５条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議　長　全体を通して何か御座いますか。

無いようですのでこれで第４回農業委員会総会を閉会させて頂きます。

議事録署名者		印
議　長		
委　員		
委　員		